

身障者用駐車場を利用される方へ

～この場所を、必要としている人がいます。～

この身障者用駐車場は、鹿児島県発行の「身障者用駐車場利用証」をお持ちの方が利用できます。

身障者用駐車場利用証をお持ちの方

車内のルームミラーに吊り下げるなど、車外から見えやすい箇所に掲示してください。

身障者用駐車場利用証をお持ちでない方

障害（身体・知的・精神）、高齢、難病により歩行が困難な方、又は、妊娠あるいは出産、その他けがにより一時的に歩行が困難な方で、県が定めた基準に該当する方には、県庁障害福祉課、ハートピアかごしま、各地域振興局・支庁（事務所を含む）で「身障者用駐車場利用証」を発行しておりますので、お手順ですが、最寄りの窓口で申請してくださいますようよろしくお願いいたします。

※県が定めた基準、申請方法などの詳しい内容については、申請前に必ず下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

鹿児島県保健福祉部障害福祉課
住 所：鹿児島市鴨池新町10-1
電 話：099-286-2746（直通）
受 付：平日（8時30分～17時）

身障者用駐車場を利用される方へ

～この場所を、必要としている人がいます。～

この身障者用駐車場は、鹿児島県発行の「身障者用駐車場利用証」をお持ちの方が利用できます。

身障者用駐車場利用証をお持ちの方

車内のルームミラーに吊り下げるなど、車外から見えやすい箇所に掲示してください。

身障者用駐車場利用証をお持ちでない方

障害（身体・知的・精神）、高齢、難病により歩行が困難な方、又は、妊娠あるいは出産、その他けがにより一時的に歩行が困難な方で、県が定めた基準に該当する方には、県庁障害福祉課、ハートピアかごしま、各地域振興局・支庁（事務所を含む）で「身障者用駐車場利用証」を発行しておりますので、お手順ですが、最寄りの窓口で申請してくださいますようよろしくお願いいたします。

※県が定めた基準、申請方法などの詳しい内容については、申請前に必ず下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

鹿児島県保健福祉部障害福祉課
住 所：鹿児島市鴨池新町10-1
電 話：099-286-2746（直通）
受 付：平日（8時30分～17時）